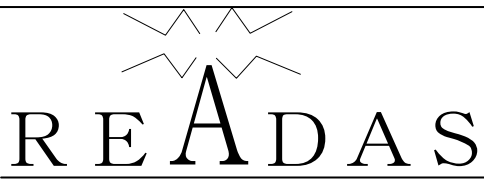


第 5545 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2016年)平成28年 9月 5日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

住宅ローン控除の改正

Q：住宅ローン控除の取扱いが改正になったようですが、どのようになったのですか？

A：非居住者である個人が住宅を取得する場合にも一定の要件を満たせば適用が認められるようになりました。

【解説】

住宅ローン控除は、これまで居住者が住宅ローンを利用して、居住用家屋等を取得し、これを6ヶ月以内にその者の居住の用に供した場合で、その居住をした年以後10年間引き続き居住している場合に適用されることとなっていました。

そんなことから、海外勤務などで非居住者になっている人が、帰国直前に住宅を取得し、その後に居住者となったような場合には、適用が受けられないこととなっていました。

そこで、平成28年度の税制改正では、こうした人についても住宅ローン控除の適用が受けられるように見直され、非居住者が生計一の親族が国内で居住するための住宅を取得し、その親族がこれに6ヶ月以内に入居し、年末まで引き続き居住している場合にも適用されることとなったわけです。

この改正は、平成28年4月1日以後の住宅の新築・取得について適用されます。

また、特定の増改築をする場合や既存住宅の耐震改修をする場合、既存住宅に係る特定の改修工事をした場合、認定住宅の新築等をした場合にも同様の改正がされています。

